

# 法令 No.3 許可証, 表示付認証機器等

## 第 54 回 (2009 年)

問 8 次のうち, 許可使用者の許可証に記載される事項として, 放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 法人にあっては, その代表者の氏名
  - B 使用の方法
  - C 使用の目的
  - D 使用の場所
1. ABC のみ    2. AB のみ    3. AD のみ    4. CD のみ    5. BCD のみ

問 11 許可証に関する次の記述のうち, 放射線障害防止法上正しいものはどれか。

- 1 許可証を損じたときは, 必ず 10 日以内に, その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 2 許可証を失ったときは, 必ず 30 日以内に, その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 3 許可証を失った者が許可証再交付申請書を文部科学大臣に提出する場合には, 必ず, その許可証の写しをこれに添えなければならない。
- 4 許可証を汚したときは, 必ず 10 日以内に, その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 5 許可証を汚した者が許可証再交付申請書を文部科学大臣に提出する場合には, 必ず, その許可証をこれに添えなければならない。

問 12 認証の基準に関する次の文章の ( A ) ~ ( D ) に該当する語句について, 放射線障害防止法上定められているものの組合せは, 下記の選択肢のうちどれか。

「文部科学大臣又は登録認証機関は, 設計認証又は特定設計認証の申請があった場合において, 当該申請に係る ( A ) 並びに ( B ) に関する条件が, それぞれ文部科学省令で定める ( C ) に係る安全性の確保のための ( D ) の基準に適合していると認めるときは, 設計認証又は特定設計認証をしなければならない。」

- | ( A ) | ( B )      | ( C ) | ( D ) |
|-------|------------|-------|-------|
| 1 設 計 | 使用, 保管及び運搬 | 被ばく   | 認 証   |
| 2 設 計 | 使用, 保管及び廃棄 | 放射線   | 認 証   |
| 3 機 能 | 使用, 保管及び廃棄 | 放射線   | 認 証   |
| 4 機 能 | 使用, 保管及び運搬 | 被ばく   | 技術上   |
| 5 設 計 | 使用, 保管及び運搬 | 放射線   | 技術上   |

問 15 設計認証又は特定設計認証を受けた者以外の者で表示付認証機器を販売しようとする者の義務として, 放射線障害防止法上定められているものは, 次のうちどれか。

- 1 当該表示付認証機器に, 認証番号, 当該設計認証に係る使用, 保管及び運搬に関する条件, これを廃棄しようとする場合にあっては第 19 条第 5 項に規定する者にその廃棄を委託しなければならない旨その他文部科学省令で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。
- 2 当該設計認証に係る放射性同位元素装備機器を製造し, 又は輸入する場合には, 設計認証に係る設計に合致するようにしなければならない。
- 3 当該設計認証に係る確認の方法に従い, その製造又は輸入に係る放射性同位元素装備機器について検査を行い, 文部科学省令で定めるところにより, その検査記録を作成し, これを保存しなければならない。
- 4 検査により設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器に, 文部科学省令で定めるところにより, 認証機器である旨の表示を付さなければならない。
- 5 表示が付された認証機器以外の放射性同位元素装備機器には, 認証機器である旨の表示を付し, 又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。